

第2回伊那市地域公共交通会議 伊那市地域公共交通協議会 次第

日 時 令和7年2月20日(木)

午後2時から

場 所 伊那市生涯学習センター

701、702会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 委員紹介

4 会議事項

(1) 令和6年度運行状況について

- ・ 令和6年度伊那市地域公共交通協議会路線 利用状況 (資料1-1)
- ・ ぐるっとタクシーの利便性向上に向けた取組状況 (資料1-2)

(2) 令和7年度運行計画(案)について

- ・ 令和7年度路線バス・乗合タクシーの運行計画 (資料2)

(3) 伊那市地域公共交通会議設置要綱の改正及び運賃協議置要領の制定について

- ・ 乗合バス運賃等の協議について (資料3-1)
- ・ 改正後の伊那市地域公共交通会議設置要綱 (資料3-2)
- ・ 制定した伊那市運賃協議分科会設置要領 (資料3-3)

(4) 高遠線の運行について (資料4)

(5) その他

5 そ の 他

6 閉 会

伊那市地域公共交通会議・伊那市地域公共交通協議会 委員名簿

役職	選出区分	所属	職名	委員氏名	
委員	一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	伊那バス株式会社	管理部長	福澤 信義	
委員		ジェイアールバス関東株式会社 伊那支店	支店長	西津 芳則	
委員		長野県タクシー協会 諏訪上伊那支部	伊那タクシー株式会社 常務取締役	小松 直樹	
委員	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	伊那バス労働組合	自動車対策部長	服部 雅明	
委員	住民または利用者の代表	伊那地区区長会		明尾 正行	欠 監査委員
委員		高遠町地区区長会		北原 幹人	
委員		長谷地区区長会		中山 一夫	
委員		伊那市女性団体連絡協議会		橋本 けさち	
委員		伊那市高齢者クラブ連合会	女性部副部長	仲藤 伊久江	
委員	北陸信越運輸局長またはその指名する者	北陸信越運輸局	交通企画課長	新倉 孝礼	欠
委員		北陸信越運輸局長野運輸支局	首席運輸 企画専門官	山岸 康範	
委員	道路管理者	長野県伊那建設事務所	維持管理課長	塚田 英樹	
委員	長野県警察	伊那警察署	交通課長	竹村 義春	
委員	学識経験者	信州大学	工学部 准教授	高瀬 達夫	欠
委員	その他必要と認める者	長野県企画振興部	交通政策課長	丸山 正徳	
委員		長野県上伊那地域振興局	企画振興課長	中谷 俊禎	代理 宇井秀策
委員		伊那市社会福祉協議会	地域福祉課長	池上 修	
委員		伊那商工会議所	専務理事	坂下 武志	副会長
委員		伊那市観光協会	常務理事	伊藤 隆博	欠 監査委員
委員	伊那市職員	伊那市	企画部長	飯島 智	会長

公共交通の利用者は増加の傾向

■ 協議会路線の利用者推移

(伊那本線、市街地デジタルタクシーを除く)

R1 147,083人
R2 128,151人
R3 157,703人
R4 170,104人
R5 176,870人
R6 135,401人 (12月末現在)

■ 主要観光施設の入込客数

(長野県観光統計)

R4 108万人
R5 123万人

- コロナ禍で減少した路線バス利用者は、徐々に回復してきている。
- ぐるっとタクシーは、R2年度の運行開始以降初めて、前年度利用者数を下回る見込み。
- 市街地デジタルタクシーは、R4.8月の運行開始以降、利用者が増加している状況である。また、市街地循環バスの利用者也増加している。

令和6年度 伊那市地域公共交通協議会路線及び定住自立圏路線 利用状況

路線等名称		総利用者数（人）			
		R6.12月末現在	R5.12月末まで	R4.12月末まで	比較 R6.12-R5
協議会路線 循環バス等	市街地循環バス（外回り） 「イーナちゃんバス」31便	41,746	40,701	39,660	1,045
	市街地循環バス（内回り） 「イーナちゃんバス」17便	19,108	19,085	18,653	23
	市内西循環線	7,957	7,770	8,719	187
	若宮・美原線	10,164	9,613	9,469	551
	西箕輪線	24,309	24,332	21,495	▲ 23
	藤沢線	6,888	7,118	6,630	▲ 230
	長谷循環バス	2,992	2,700	2,920	292
	バス路線計	113,164	111,319	107,546	1,845
ぐるっとタクシー		22,237	22,663	21,702	▲ 426
協議会路線合計		135,401	133,982	129,248	1,419
定住自立圏事業 （参考）	伊那本線	13,851	13,536	13,998	315
	（市街地デジタルタクシー）	18,772	15,925	5,635	2,847
	定住自立圏事業計	32,623	29,461	19,633	3,162
協議会路線・定住自立圏路線合計 （市街地デジタルタクシーを含む）		168,024	163,443	148,881	1,734

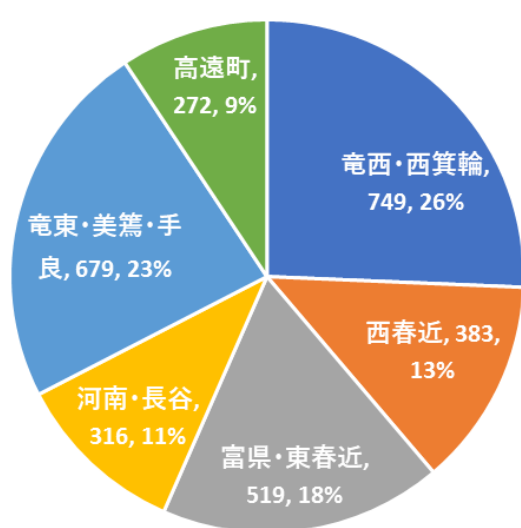
ぐるっとタクシー 利用登録者の状況



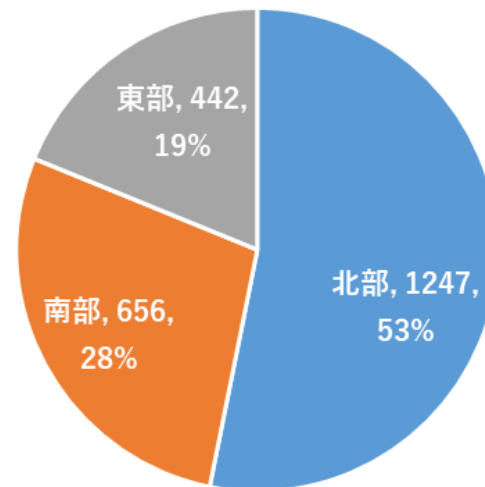
■ 利用登録者（2,918人）の区分（R7.1末現在）

対象区域	高齢者人口 (A)	登録者数 (B)	登録割合 (B/A)
市街地除く	15,099人	2,918人	19.3%
（登録者のうち一般）⇒		1,410人	48.3%
（うち免許返納）⇒		1,158人	39.7%
（うち障害者等）⇒		350人	12.0%

エリア別登録状況（R7.1月末）



エリア別実利用者（R611月）



ぐるっとタクシーの利便性向上に向けた取組状況

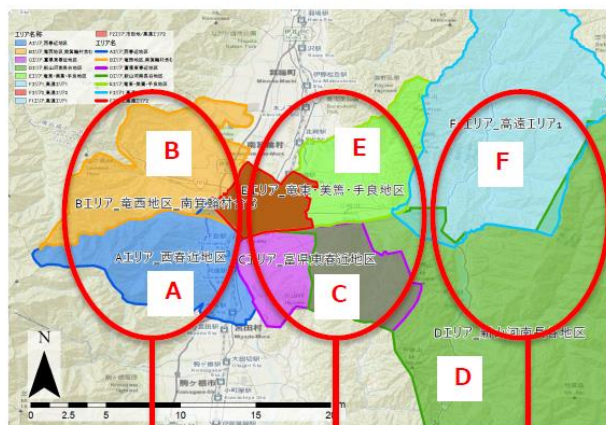
資料1-2

1 エリアと配車の変更によるNG率の変化

(1) エリアの変更 (R5.12.1～)

西春近エリア (A) と富県・東春近エリア (C) を統合し、春富エリア (AC) として運行を開始、AC間の移動を可能にした

変更前(6エリア)

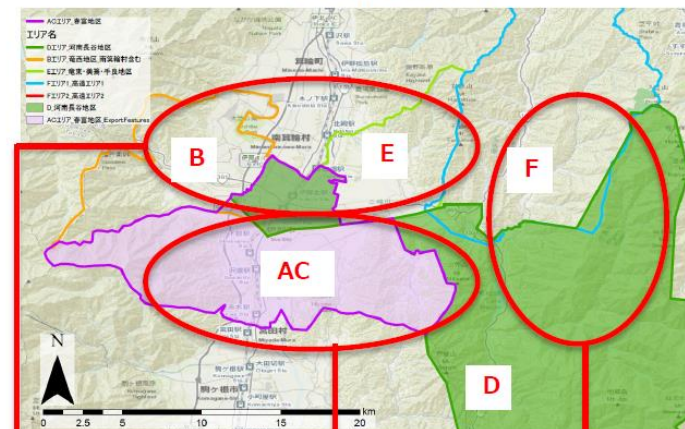


西部4台
1号車～4号車

中部4台
5号車～8号車

東部4台
9号車～12号車
(+13号車)

変更後(5エリア)



北部4台
1号車～4号車

南部4台
5号車～8号車

東部4台
9号車～12号車
(+13号車)

(2) エリア変更に伴うNG率の推移と配車再編 (R6.1～北部ブロックを5台 南部ブロックを3台)

R5.11月以前

1日当たりの配車回数【NG率※】

西部ブロック 46件【3.5%】

中部ブロック 41件【4.2%】

東部ブロック 26件【5.8%】

区域再編

R5.12/1～1/12

1日当たりの配車回数【NG率】

北部ブロック 50件【10.6%】 4台

南部ブロック 37件【2.6%】 4台

東部ブロック 26件【5.2%】 4台

配車再編

R6.1/15～3/8

1日当たりの配車回数【NG率】

北部ブロック 58件【3.5%】 5台

南部ブロック 33件【6.1%】 3台

東部ブロック 22件【4.8%】 4台

(※)NG率・・・利用予約時に配車システムから提示される迎車時刻が希望に合致せず、利用に至らなかった割合。

数値の増加は、予約が入りにくい状態を示す。

ぐるっとタクシー南部エリアのNG率低減への取組について

2 NG率低減への取組

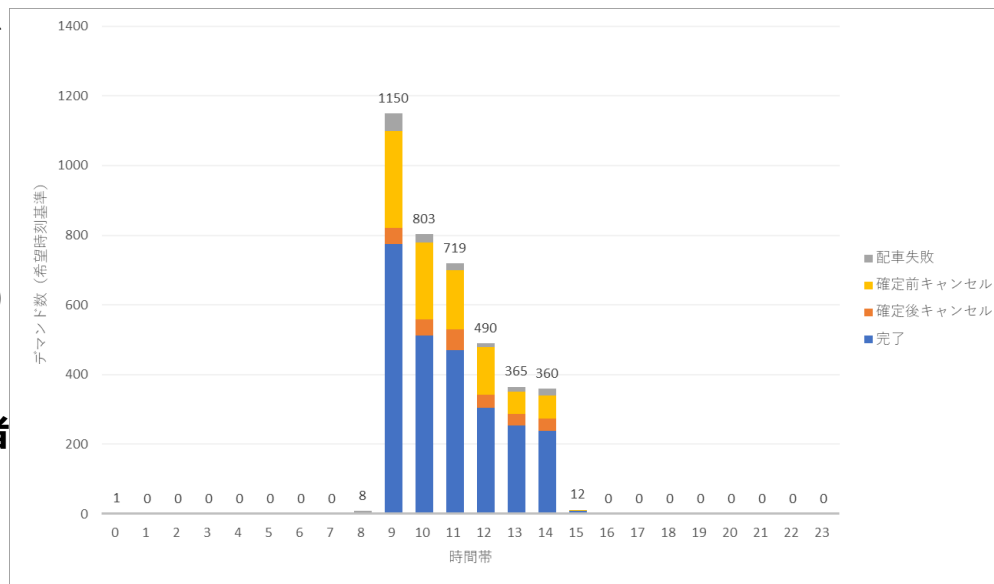
(1) ぐるっとタクシーの乗車リクエストは、右のグラフのとおり、運行開始直後の9時をピークにその後減少していく。

ドライバーの昼休憩は、1時間としているが、下図左のとおり、エリア内の車両ごとに時間をずらし取得していた。

NG率の高い南部エリアにおいて、8号車は乗車リクエストが比較的多い時間帯（10:25～11:35）に昼休憩を取得していた。

NG率の低減に向けて、R6.12月から交通事業者の協力により、8号車のドライバーを午前と午後の2人体制に変更した。

このことにより、昼食休憩時間の短縮が図られ、サービスの提供時間が約1時間延長した。



■ R6.12月1日～ 昼休憩取得時間の変更



ぐるっとタクシー南部エリアのNG率低減への取組について

(2) 南部エリアのNG率は改善

前述のドライバー 2 人体制によるサービス提供時間の延長により、南部エリアのNG率は、月最大9.0%に達していたが、4.3%まで改善した。

北部ブロック（竜西・竜東・美篤・手良・西箕輪地区）

	予約件数	NG数	NG率	人/1日
R6.4月計	1,167	47	3.9%	58.1
5月計	1,210	25	2.0%	60.8
6月計	1,153	42	3.5%	60.4
7月計	1,346	25	1.8%	64.5
8月計	1,044	34	3.2%	63.9
9月計	1,193	45	3.6%	64.7
10月計	1,296	35	2.6%	61.5
11月計	1,240	38	3.0%	64.8
12月計	1,316	60	4.4%	67.9
R7.1月計	1,102	17	1.5%	60.7

南部ブロック（春富地区）

	予約件数	NG数	NG率	人/1日
R6.4月計	712	45	5.9%	35.0
5月計	708	38	5.1%	35.1
6月計	694	54	7.2%	35.4
7月計	719	52	6.7%	33.5
8月計	553	39	6.6%	33.2
9月計	617	41	6.2%	33.6
10月計	780	77	9.0%	36.5
11月計	663	53	7.4%	34.0
12月計	695	31	4.3%	35.7
R7.1月計	643	28	4.2%	34.7

東部ブロック（高遠、河南、長谷地区）

	予約件数	NG数	NG率	人/1日
R6.4月計	478	22	4.4%	24.3
5月計	461	20	4.2%	23.1
6月計	490	20	3.9%	26.2
7月計	495	25	4.8%	24.0
8月計	391	13	3.2%	24.4
9月計	425	19	4.3%	23.8
10月計	524	17	3.1%	25.4
11月計	442	13	2.9%	23.7
12月計	493	12	2.4%	26.6
R7.1月計	407	16	3.8%	22.4

※R7.3月からは、さらに、6号車においても2人体制での運行を予定している。
これにより、NG率のさらなる低減と1日当たりの乗車人数の増加を図っていく。

令和7年度 路線バス・乗合タクシーの運行計画（協議会運行路線） 案

- ・バス6路線・・・令和6年度と同様の運行内容（藤沢線 冬季9/1～）
- ・乗合タクシー・・・令和6年度と同様の運行内容（6・8号車1台2人体制）

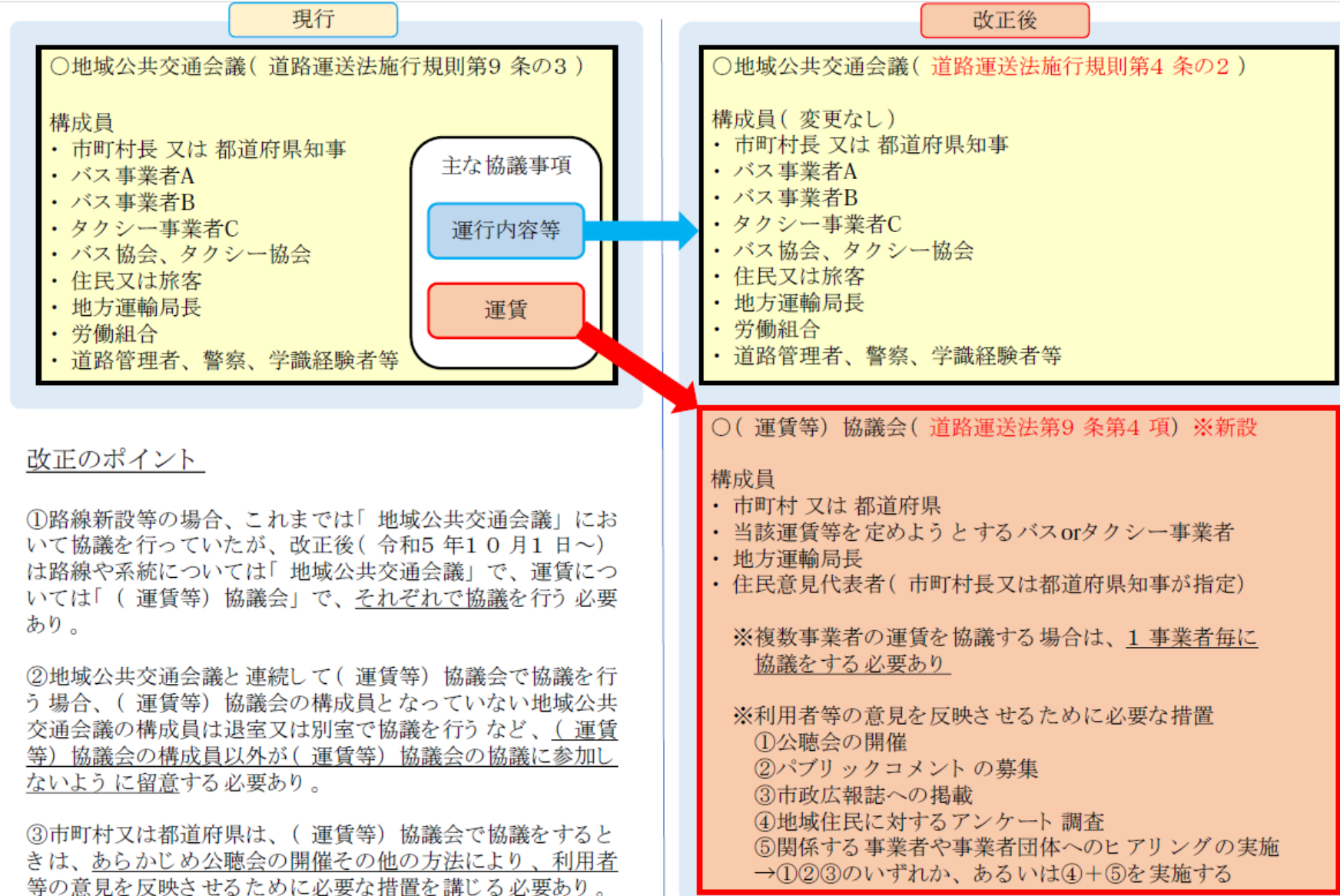
路線名		運行事業者	運行日	便数	運賃	備考
バス	市街地循環バス 「イーナちゃんバス」	伊那バス JRバス関東	毎日	外回り：31本 内回り：17本	定額150円	・外回り20分間隔運行 ・内回り40分間隔運行
	市内西循環線	伊那バス	月～金 (祝日運休)	8本	定額150円	
	● 若宮・美原線	伊那バス	毎日	月～土：8本 日祝：4本	対キロ制 (上限310円)	●フィーター補助活用
	西箕輪線	伊那バス	毎日	月水金：13本 火木：11本 土：7本 日祝：5本	対キロ制 (上限310円)	
	● 藤沢線	JRバス関東	月～金 (祝日運休)	上り：5本 下り：4本	対キロ制 (上限310円)	・季節ダイヤあり (下り18時台) ●フィーター補助活用
	● 長谷線	JRバス関東	月～金 (祝日運休)	上り：2本 下り：4本	定額310円	●フィーター補助活用
タクシー	ぐるっとタクシー	伊那タクシー 白川タクシー 高遠観光タクシー JRバス関東	月～金 (祝日運休)	9:00～15:00	定額500円	・ドアツードア運行 ・利用者登録制

■ 改正理由

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通会議の協議事項とされていた運賃・料金等に関する事項は、これまで市内運送事業者全てが一堂に会して協議していましたが、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じさせないため、当該運賃に係る1事業者のみが、別の会議体において協議するよう改正されました。

この改正に伴い、「伊那市地域公共交通会議設置要綱」に所要の改正を行うとともに、別紙の「伊那市運賃協議分科会設置要領」を新たに制定するものです。

乗合バス運賃等の協議について（コミュニティバス・デマンドタクシー等）



改正のポイント

①路線新設等の場合、これまでは「地域公共交通会議」において協議を行っていたが、改正後（令和5年10月1日～）は路線や系統については「地域公共交通会議」で、運賃については「（運賃等）協議会」で、それぞれで協議を行う必要あり。

②地域公共交通会議と連続して（運賃等）協議会で協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員は退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が（運賃等）協議会の協議に参加しないように留意する必要あり。

③市町村又は都道府県は、（運賃等）協議会で協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり。

伊那市地域公共交通会議設置要綱

平成 19 年 11 月 20 日

告示第 271 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、伊那市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様~~及び運賃・料金等~~に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、長野県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者
- (6) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、主宰者の市長が指名する市職員をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、交通会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 6 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事)

第8条 交通会議で定めるものを処理するため、交通会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(分科会)

第10条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金等について協議及び決定を行うため、交通会議に運賃協議分科会を置く。

- 2 運賃協議分科会の決定事項は、交通会議に報告するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年11月20日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日告示第110号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日告示第282号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日告示第229号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第145号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月2日告示第334号)

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

伊那市運賃協議分科会設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項の規定により、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃・料金等について協議するため設置する伊那市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項

(分科会の委員)

第 3 条 分科会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 運賃・料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する協議が終了するまでとする。

(会長)

第 5 条 分科会に会長 1 人を置く。

- 2 分科会の会長は、伊那市地域公共交通会議設置要綱（平成 19 年伊那市告示第 271 号）第 5 条に規定する会長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

(会議)

第 6 条 分科会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 分科会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 6 分科会は、原則として非公開とする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

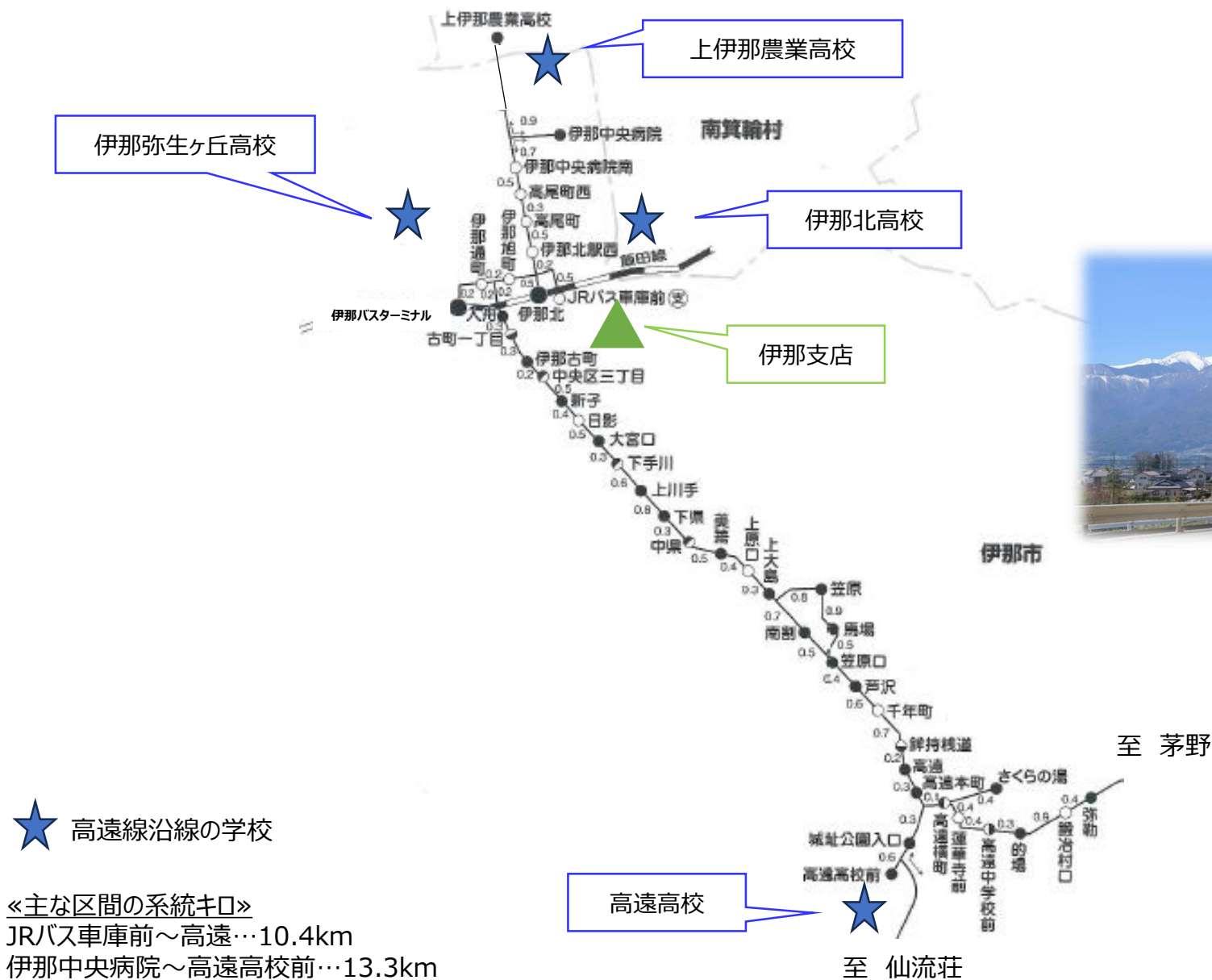
第8条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

高遠線（たかとおせん）の路線図（主要区間のみ抜粋）

資料 4

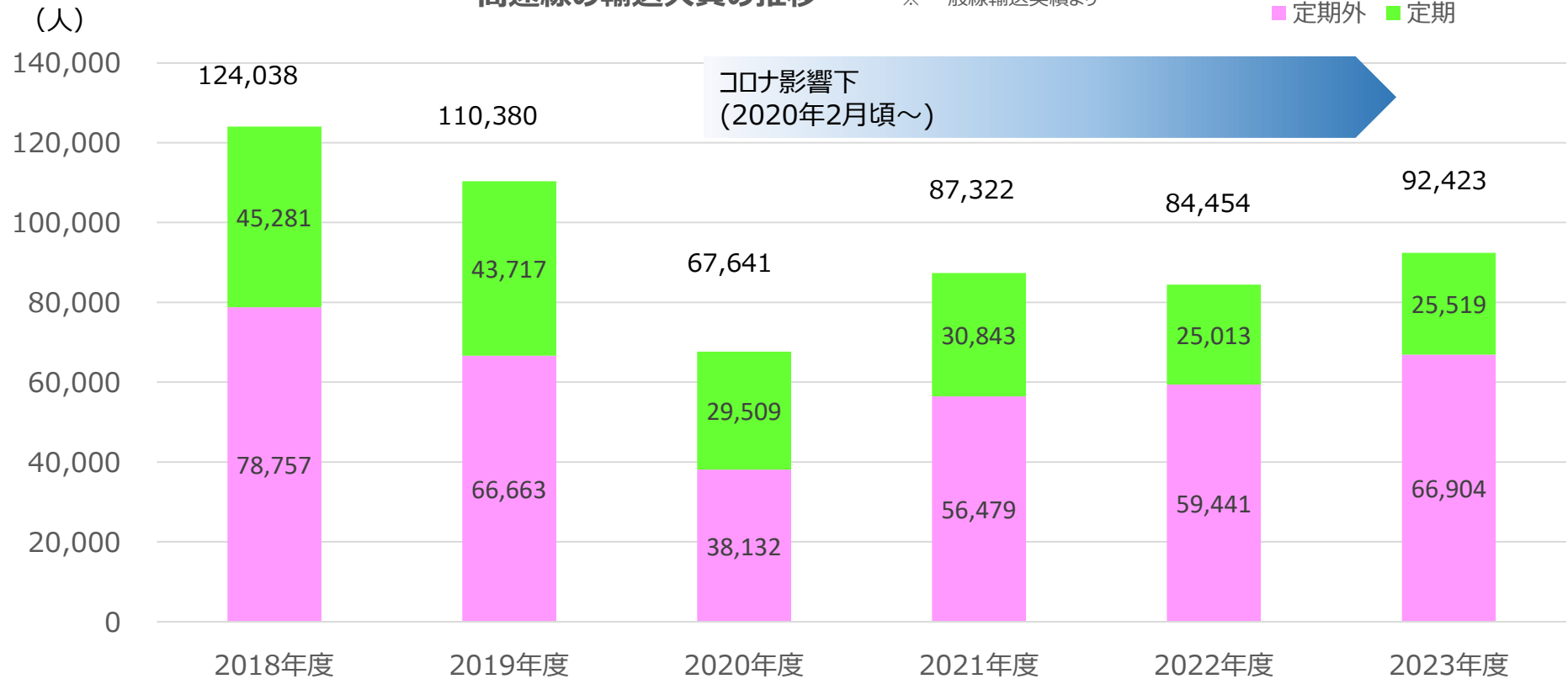


高遠線の輸送人員の推移

高遠線の輸送人員の推移

※ 一般線輸送実績より

■ 定期外 ■ 定期



高遠線の収支状況（2023年度）

◆収入

運送収入(定期外)	19,112,199
運送収入(定期)	6,257,262
補助金(路線)	0
補助金(その他)	
広告収入	8,616
その他	26,326
一般線収入	25,404,402

◆経費

(変動費)	
人件費	44,231,320
乗務員	31,689,250
運行管理	3,312,824
車両整備	4,581,737
管理事務	4,647,509
燃料油脂費	4,661,298
車両修繕費	3,254,077
車両償却費	1,995,781
車両諸税・保険料	862,338
洗車・清掃委託費	433,977
備消耗品費	1,147,476
その他	1,171,310
変動費合計	57,757,577

(変動費との)収支 -32,353,175

(固定費)

水光熱費	2,121,037
通信費	622,347
賃借料	365,616
構内営業料	151,232
施設維持費	3,140,558
修繕・清掃・保守・保険	657,692
施設償却費	1,444,052
施設固定資産税	1,038,814
建物以外諸税・保険料	74,633
その他	2,504,488
固定費合計	8,979,912

経費合計(変動+固定) 66,737,489

一般線収支(変動+固定) -41,333,087

※ 上表は施設・設備全体に要する費用のうち、走行距離按分で一般線相応額を抽出したもの

高遠線における課題と現在の取組み状況

《現状の課題》

・ 路線バスは通学利用が大半で平日の朝晩に利用が集中

- 日中時間帯や土休日の利用は限定的で、コロナ禍からの回復傾向は鈍化気味
- 「片道は回数券、片道は家族の送迎」という利用が増加して定期券利用が減少

・ 繁閑による需要の差異の大きさ

- 高遠さくらまつり、南アルプス登山シーズンの波動輸送に対応できる車両数を保有

・ 経年車両の修繕費増加

- コロナ禍での投資抑制から車両更新が先延ばしに

《直近の取組み状況》

- ・ 2023年度内に遠隔点呼を全社展開し、運行管理を小諸支店に移管
 - **伊那支店での運行管理を効率化し、間接経費を削減**
- ・ 老朽車両の一部代替を実施（3両）と車両数の削減（1両）
 - 経年車両の代替による**車両修繕費の抑制**
 - スクールバス車両と高遠線車両の兼用により**車両数を削減**

■ 現在取組中の施策

(1) 運賃改定の実施

- ・ 区間により20～90円の改定による収支改善（認可申請中）

(2) 利便性向上と観光利用促進

- ・ 域外観光客の戸台パークへの安定的な送客
- ・ 将来的な上伊那地区での地域連携ICカード導入への参画

(3) 路線バス運行に関わる公的補助金の活用

- ・ 国庫補助及び県補助受給による収支改善
 - **国や県の補助金を活用して生活に必要な路線バスを維持することについて、みなさまのご理解が必要です**

今後のスケジュール案（2025年2月17日現在）

実施予定日	実施内容	効果		備考
		出面	車両数	
現行	-	平日 5出面 土休日 3出面	7両	
2024年度内	【沿線のみなさまへのお願い】 ・地域公共交通活性化協議会にて、高遠線の維持を目的として地域間幹線系統補助金をを活用することに合意をいただく	-	-	地域間幹線バス路線確保維持費補助金交付要綱の第5条に基づき、地域間幹線系統補助の活用には市町村協議会での合意が必要
2025年5月31日	・運行系統別の確保維持計画を県に提出 ・県有民営バスの貸付け制度の要望調査を提出（地域間幹線系統に指定されることが条件）	-	-	大型または中型のノンステップバスを導入希望
2025年6月頃	・長野県地域公共交通活性化協議会（バス交通部会）にて、公共交通計画の「広域的・幹線的なバス路線の維持・確保」として高遠線を策定	-	-	市町村協議会での合意に基づき策定され、長野県で補助金を活用して維持する路線として位置づけられることになる
2025年10月	・地域間幹線系統補助金の導入	-	-	地域の生活の足を維持するため、国および県の運行補助を受けて収支改善を図る
2026年3月頃	・県有民営バスの貸付け制度の予算措置 → 2026年5月以降にメーカー発注	-	-	補助金を活用した経年車両の更新による車両修繕費の削減